

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
人事委員会規則	
○ 人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則	1
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	2
○ 職員の子育て支援に関する規則	7
人事委員会訓令	
○ 人事委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	13
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	13
○ 職員の子育て支援に関する実施規程	15

公布された法令のあらまし

●人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則（人事委員会規則第1号）

人事委員会事務局に常時勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関して次のとおり定めることとした。

1 趣旨

この規則は、職員の勤務時間に関して定めるものとする。

2 勤務時間

- (1) 職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。
- (2) 午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

3 勤務時間に関する特例

公務その他特別の理由があるときは、2にかかわらず、事務局長が勤務時間に関して別に定めることができることとする。

●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、職員の給与に関する規則等について、所要の改正を行うこととした。

●職員の子育て支援に関する規則（人事委員会規則第3号）

職員の子育て支援に関する条例の制定に伴い、人事委員会規則で定めることとされたこと等について定めることとした。

人事委員会規則

人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第1号

人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、人事委員会事務局に常時勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関して定めるものとする。

（勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

(勤務時間及び休憩時間の特例)

第3条 公務その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、事務局長が勤務時間に関して別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第22条の2中第6項を第10項とし、第5項を第9項とし、第4項の次に次の4項を加える。

5 条例第16条の4第3項の人事委員会規則で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人その他の団体とする。

- (1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人
- (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(前号に掲げる法人を除く。)
- (3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項に規定する公益的法人等又は同法第10条第1項に規定する特定法人
- (4) 前3号に掲げる法人のほか、任命権者が特に必要と認め、あらかじめ人事委員会の承認を受けた法人その他の団体

6 条例第16条の4第3項の任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して必要があると認められる場合は、次の各号のいずれにも該当する場合(給料表の適用を受ける職員となつた日(以下「適用日」という。)の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として人事委員会が定める場合に限る。)とする。

- (1) 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつたものであること。
- (2) 適用日に条例第16条の2第2項各号又は条例第16条の3の規定により当該職員が受けることとなる地域手当の支給割合(次項において「適用日後の支給割合」という。)が、適用日の前日において当該職員が受けていた地域手当の支給割合(人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める割合とする。次項において「適用日前の支給割合」という。)に達しないものであること。
- (3) 人事行政の運営上、任命権者が特に必要と認めるものであること。

7 条例第16条の4第3項の人事委員会が定める額は、条例第16条の2第2項又は条例第16条の3の規定にかかわらず、適用日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が適用日後の支給割合以下となるときは、当該適用日から1年を経過するまでの間)、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 適用日から同日以後1年を経過する日までの期間 適用日前の支給割合
- (2) 適用日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 適用日前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

8 条例第16条の4第3項の規定による地域手当の額について、適用日前2年間の当該職員の異動等の事情により、前2項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情がある場合には、任命権者はあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第34条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第36条の2第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第37条第6項中「第6項」を「第8項」に改める。
 別表第12特10級の項中「理事」の右に「又は会計管理者」を加える。
 別表第19を次のように改める。

別表第19（第22条の4関係）

職員の区分 期間の区分	第22条の4第1項第1号の職員	第22条の4第1項第2号の職員	第22条の4第1項第3号の職員	第22条の4第1項第4号の職員	第22条の4第2項の職員
(1) 採用の日から1年間	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 50,000
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	48,200
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	46,400
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	44,600
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	42,800
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	41,000
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	39,200
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	37,400
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	35,600
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	34,200
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	32,800
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	31,400

(18) (17)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	30,000
(19) (18)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	28,600
(20) (19)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	27,200
(21) (20)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	25,800
(22) (21)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	25,200
(23) (22)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	24,600
(24) (23)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	23,700
(25) (24)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	23,100
(26) (25)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365,500	306,000	249,100	183,100	22,500
(27) (26)の期間が満了する 日の翌日から1年間	308,500	257,400	201,900	144,900	21,900
(28) (27)の期間が満了する 日の翌日から1年間	300,500	250,800	196,700	141,700	21,300
(29) (28)の期間が満了する 日の翌日から1年間	286,600	240,200	188,500	136,800	20,600
(30) (29)の期間が満了する 日の翌日から1年間	266,800	225,700	177,600	129,900	20,300
(31) (30)の期間が満了する 日の翌日から1年間	246,900	211,100	166,900	122,900	19,900
(32) (31)の期間が満了する 日の翌日から1年間	219,800	189,400	151,200	113,500	19,300
(33) (32)の期間が満了する 日の翌日から1年間	192,700	167,500	135,600	104,200	18,500
(34) (33)の期間が満了する 日の翌日から1年間	162,800	144,200	118,700	94,400	17,600
(35) (34)の期間が満了する 日の翌日から1年間	123,300	113,300	97,400	81,800	16,900

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項中「事務所等」を「学校等」に改め、第6項を第10項とし、第5項を第9項とし、第4項の次に次の4項を加える。

5 条例第18条の3第3項の人事委員会規則で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人その他の団体とする。

- (1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前号に掲げる法人を除く。）
- (3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等又は同法第10条第1項に規定する特定法人
- (4) 前3号に掲げる法人のほか、任命権者が特に必要と認め、あらかじめ人事委員会の承認を受けた法人その他の団体

6 条例第18条の3第3項の任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して必要があると認められる場合は、次の各号のいずれにも該当する場合（給料表の適用を受ける職員となつた日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた地域又は学校等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として人事委員会が定める場合に限る。）とする。

- (1) 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつたものであること。
- (2) 適用日に条例第18条の2第2項各号又は条例第18条の3の規定により当該職員が受けることとなる地域手当の支給割合（次項において「適用日後の支給割合」という。）が、適用日の前日において当該職員が受けていた地域手当の支給割合（人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める割合とする。次項において「適用日前の支給割合」という。）に達しないものであること。
- (3) 人事行政の運営上、任命権者が特に必要と認めるものであること。

7 条例第18条の3第3項の人事委員会が定める額は、条例第18条の2第2項の規定にかかわらず、適用日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が適用日後の支給割合以下となるときは、当該適用日から1年を経過するまでの間）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 適用日から同日以後1年を経過する日までの期間 適用日前の支給割合
- (2) 適用日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 適用日前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

8 条例第18条の3第3項の規定による地域手当の額について、適用日前2年間の当該職員の異動等の事情により、前2項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情がある場合には、任命権者はあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第42条の2第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第3条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款本庁の項中

「

- (1) 理事
- (2) 部長
- (3) 局長（行政職10級の者に限る。）
- (4) 知事室長
- (5) 参事（行政職10級の者に限る。）
- (6) 観光参事
- (7) 福祉参事

」

を

「

- (1) 理事
- (2) 会計管理者
- (3) 部長

- | |
|----------------------|
| (4) 局長（行政職10級の者に限る。） |
| (5) 知事室長 |
| (6) 参事（行政職10級の者に限る。） |
| (7) 観光参事 |
| (8) 福祉参事 |

に改める。

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第4条 職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1特10級の項中「理事」の右に「又は会計管理者」を加える。

別表第10中「防災監の職、会計管理者の職、」を削る。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「半日勤務時間(同条に規定する半日勤務時間をいう。以下同じ。)」を「4時間の勤務時間」に、「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第6条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第12条中「160時間」を「155時間」に改め、「40時間」を「38時間45分」に改め、「1時間未満の端数は1時間とする。」を「1分未満の端数は1分とする。」に改め、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第12条の4第1項第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条中「同条の規定による日数」を「同条の規定による日数」に改める。

第15条中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第27条中「、第4条第1項」を削り、「第12条」を「第12条の2」に、「第15号」を「第16号及び第17号」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正）

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成13年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「午後0時45分」を「午後1時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（農林漁業普及指導手当の特例）

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第56号）附則第3項の規定により読み替えて適用される職員の給与等に関する条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

(1) 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第387条の表に規定する主任専門技術員、専門技術員

(2) 行政組織規則第378条の表又は第387条の表に規定する林業専門技術員、主任森林動物専門員又は森林動物専門員

(3) 行政組織規則第378条の表、第384条の表又は第387条の表に規定する水産業専門技術員

（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

3 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第22項及び第25項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。



職員の子育て支援に関する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の子育て支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の子育て休業等に関して必要な事項を定めるものとする。

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の育児短時間勤務の形態の制限)

第2条 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める日数は12日とし、人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務職員等の給与の特例)

第3条 地方公務員の子育て休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての条例第19条の規定による職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「県職員給与条例」という。）及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員給与条例」という。）の規定の読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
県職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項並びに教育職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
教育職員給与条例第13条	決定する	決定した額に、算出率を乗じて得た額とする
県職員給与条例第12条の3第1項及び教育職員給与条例第13条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
県職員給与条例第17条第2項第2号及び教育職員給与条例第19条第2項第2号	地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）	地方公務員の子育て休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
県職員給与条例第22条第2項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもの

		のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、当該勤務時間1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
県職員給与条例第25条第4項及び教育職員給与条例第28条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
県職員給与条例第25条第5項及び第26条第3項並びに教育職員給与条例第28条第5項及び第29条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
県職員給与条例第25条第5項並びに教育職員給与条例第28条第5項及び第29条の2第4項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

2 育児短時間勤務職員等についての条例第19条の規定による職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号。以下「県職員特勤条例」という。）、公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第19号。以下「教職員特勤条例」という。）及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号。以下「警察職員特勤条例」という。）の規定の読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
県職員特勤条例第32条の4、教職員特勤条例第9条の4及び警察職員特勤条例第2条の2	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)
	第3条第3項又は第4項	第3条第2項

3 次の各号に掲げる職員についての条例第19条の規定による職員の特地勤務手当等に関する条例（昭和46年兵庫県条例第1号。以下「特地条例」という。）の規定の読替は、次の各号の表のとおりとする。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、特地条例第3条第1項又は第4条第1項に規定する日（以下「異動等の日」という。）において育児短時間勤務職員等であつたもの

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額を同日現在における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」

		という。)で除して得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額を同日現在における算出率で除して得た額及び同日現在において受けるべき

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき

(3) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額を同日現在における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額を同日現在における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき

（育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給与の特例）

第4条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育休法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）についての条例第19条の規定による県職員給与条例及び教育職員給与条例の規定の読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

県職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項並びに教育職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
県職員給与条例第12条の3第1項及び教育職員給与条例第13条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
県職員給与条例第27条の2及び教育職員給与条例第30条の3	再任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員

- 2 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての条例第19条の規定による県職員特勤条例第32条の4、教職員特勤条例第9条の4及び警察職員特勤条例第2条の2の規定の読替えは、これらの規定中「第3条第3項又は第4項」とあるのは、「第3条第4項」とする。
- 3 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての条例第19条の規定による特地条例の規定の読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額を同日現在における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額を同日現在における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき

（育児休暇）

第5条 育児休暇の単位は、1日とする。

（子育てのための特別休暇）

第6条 子育てのための特別休暇は次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 職員が妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事委員会が定める期間内における3日の範囲内の期間
- (2) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校

就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

- (3) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間

- 2 前項各号に掲げる休暇の単位は、1日、半日又は1時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）にあっては、1日又は1時間）とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

（育児休暇及び子育てのための特別休暇の承認）

- 第7条 任命権者は、育児休暇又は子育てのための特別休暇の請求について、条例第23条に定める場合又は前条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

（休暇の請求等）

- 第8条 育児休暇又は子育てのための特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

（休暇の承認の決定等）

- 第9条 前条に規定する請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同条の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この条において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

- 2 任命権者は、育児休暇又は子育てのための特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（その他の事項）

- 第10条 第5条から前条までに規定するもののほか、休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（任命権者の読み替え）

- 第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員について、この規則を適用する場合においては、第7条、第8条及び第9条中「任命権者」とあるのは、「市町教育委員会（組合教育委員会を含む。）」と読み替えるものとする。

（補則）

- 第12条 この規則の実施に関して必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（特別休暇の使用に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に使用された職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第9号、第10号又は第11号の特別休暇であって、同一の事由について第6条第1項各号に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同項各号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

（職員の給与に関する規則の一部改正）

- 3 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2号中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6条。以下「休業条例」という。）第8条の10」を「職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号。以下「子育て支援規則」という。）第3条」に改め、同条第3号中「休業条例第8条の11」を「子育て支援規則第4条」に改める。

第21条第2項第5号中「休業条例第10条の3」を「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第3条」に改め、同条第4項中「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改める。

第28条の2中「休業条例第8条の10」を「子育て支援規則第3条」に改める。

第30条の2第1項第3号及び第30条の4第2項中「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改める。

第37条第6項第3号及び同条第21項第6号中「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改める。

第37条の2中「休業条例第5条の2」を「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第7条」に、「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改め、同条第2項第5号中「勤務時間条例第17条」の右に「又は子育て支援条例第24条」を加える。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

- 4 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2号中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）第8条の10」を「職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号。以下「子育て支援規則」という。）第3条」に改め、同条第3号中「休業条例第8条の11」を「子育て支援規則第4条」に改める。

第20条第2項第5号中「休業条例第10条の3」を「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第3条」に改め、同条第4項中「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改める。

第27条の2中「休業条例第8条の10」を「子育て支援規則第3条」に改める。

第29条の2第1項第3号及び第29条の4第2項中「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改める。

第43条第6項第3号及び同条第21項第6号中「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改め、同条第24項第2号中「休業条例第8条の10」を「子育て支援規則第3条」に改める。

第43条の3中「休業条例第5条の2」を「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第7条」に、「休業条例第10条の3」を「自己啓発等休業条例第3条」に改め、同条第2項第5号中「勤務時間条例第17条」の右に「又は子育て支援条例第24条」を加える。

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

- 5 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第10条の3」を「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第3条」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

- 6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第9号から第11号までを次のように改める。

(9)から(11)まで 削除

第17条第2項を削る。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

- 7 職員の育児休業等に関する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「第10条の4」を「第4条」に改める。

第4条第1項中「第10条の13」を「第10条の4」に改め、「第10条の8」を「第8条」に改める。

（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

8 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第18項第5号中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）第7条」を「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第9条」に改める。

附則第20項第3号中「休業条例第7条」を「職員の育児休業及び部分休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第7条」に改める。

9 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第5号中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）第7条」を「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第9条」に改める。

附則第15項第3号中「休業条例第7条」を「子育て支援条例第9条」に改める。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

人事委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第19条を削り、第20条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

（職員の給与に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条に次の3項を加える。

2 半日を単位として承認を受けた場合の規則第3条第2項第3号の「期間」を日に換算する場合には、2回をもつて1日とする。

3 1時間を単位として承認を受けた場合の規則第3条第2項第3号の「期間」を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもつて1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とする。）

(3) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、前号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

4 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員にあっては、一の年において当該職員が取得することができる規則第3条第2項第3号の「期間」の残日数に、半日を単位とする期間がある場合（残日数が1日未満である場合に限り。）は、当該期間は4時間の期間として承認することができる。

第12条の2第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条の3に次の2項を加える。

4 規則第22条の2第6項の「人事委員会が定める場合」は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなつた職員が、給料表の適用を受ける職員となつた日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた地域手当の支給対象となる地域又は事務所等（以下「地域手当支給地域等」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であつて、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合とする。

5 規則第22条の2第6項第2号の「人事委員会が定める割合」は、適用日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6箇月をさかのぼつた日の前日から当該適用日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域において支給されていた支給割合のうち最も低い割合とする。

第20条の2の3を次のように改める。

第20条の2の3 規則第30条の3第2項第5号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号に掲げる事由とする。

(1) 同項第1号から第4号までに掲げる事由に準ずるものとして人事委員会が認めるものであること

(2) 支給単位期間が4月1日又は10月1日以外の日から開始すること

第22条中「半日勤務日」を「4時間勤務日」に、「勤務時間条例第4条第2項に規定する1日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第22条の3中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第22条の4中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

別表第1知事の内部部局の款特10級の欄中「理事」を「理事
会計管理者」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条に次の3項を加える。

2 半日を単位として承認を受けた場合の規則第3条第4号の「期間」を日に換算する場合には、2回をもつて1日とする。

3 1時間を単位として承認を受けた場合の規則第3条第4号の「期間」を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもつて1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とする。）

(3) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、前号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

4 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員にあっては、一の年において当該職員が取得することができる規則第3条第4号の「期間」の残日数に、半日を単位とする期間がある場合（残日数が1日未満である場合に限る。）は、当該期間は4時間の期間として承認することができる。

第12条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条に次の2項を加える。

4 規則第21条の2第6項の「人事委員会が定める場合」は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなつた職員が、給料表の適用を受ける職員となつた日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた地域手当の支給対象となる地域又は学校等（以下「地域手当支給地域等」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であつて、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合とする。

5 規則第21条の2第6項第2号の「人事委員会が定める割合」は、適用日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6箇月をさかのぼつた日の前日から当該適用日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域において支給されていた支給割合のうち最も低い割合とする。

第20条の2の3を次のように改める。

第20条の2の3 規則第29条の3第2項第5号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 同項第1号から第4号までに掲げる事由に準ずるものとして人事委員会が認めるものであること
- (2) 支給単位期間が4月1日又は10月1日以外の日から開始すること

第21条第1項中「半日勤務日」を「4時間勤務日」に、「勤務時間条例第4条第2項に規定する1日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第21条の3中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第21条の4中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第5条第1項中「は、条例第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき定められたこれらの職員の勤務時間」を削り、「1時間未満の端数」を「1分未満の端数」に、「切り上げた時間」を「切り上げるもの」に改め、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第7項中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間未満の端数は1時間とする。」を「1分未満の端数は1分とする。」に、「4時間」を「3時間55分」に、「5時間」を「4時間55分」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 半日を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、2回をもって1日とする。

第5条に次の2項を加える。

9 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員にあっては、一の年において当該職員が取得することができる年次休暇の残日数に、半日を単位とする年次休暇がある場合（残日数が1日未満である場合に限る。）は、当該年次休暇は4時間の休暇として取得することができる。

10 職員の1回の勤務時間のすべてを勤務しない場合には、規則第15条及び前各項の規定にかかわらず、当該勤務時間の時間数の年次休暇を取得することができる。

第6条第2項中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間未満の端数は1時間とする。」を「1分未満の端数は1分とする。」に改める。

第7条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、同号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第7条第1項第16号に次のただし書を加える。

ただし、同号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第7条第2項を次のとおり改める。

2 規則第17条第1項第4号、第9号から第11号まで及び第16号の休暇（「特定休暇」という。以下同じ。）の取得にあたっては、1回の勤務時間のすべてを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数の特定休暇を取得することができる。

第7条第4項中「規則第17条第1項第4号、第9号から第11号まで及び第16号の休暇（以下この項において「特定休暇」という。）」を「特定休暇」に、「前項の規定」を「第4項の規定」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「規則第17条第1項第4号、第9号から第11号まで及び第16号の休暇」を「特定休暇」に、「8時間を超える場合」にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間」を「7時間45分を超える場合」にあっては、7時間45分とする。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 半日を単位として使用した規則第17条第1項第9号から第11号まで及び第16号の休暇を日に換算する場合には、2回をもって1日とする。

第7条第4項の次に次の1項を加える。

5 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員にあっては、一の年（規則第17条第1項第16号の休暇にあっては、同号に規定する6月から9月の期間（同号の規定により任命権者が人事委員会の承認を得て定める期間を含む。））において、当該職員が取得することができる規則第17条第1項第9号から第11号まで及び第16号の休暇の残日数に、半日を単位とする休暇がある場合（残日数が1日未満である場合に限る。）は、当該休暇は4時間の休暇として取得することができる。

第9条中「時間を単位として使用した組合休暇」を「1時間を単位として使用した組合休暇」に、「8時間」を「7時間45分」に、「1時間未満の端数は1時間とする。」を「1分未満の端数は1分とする。」に改める。

第12条中「第5条第5項」を「第5条第6項、第7条第1項第17号、第7条第4項」に、「「県教育委員会」と、」の右に「第2条第4項、」を加える。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。



職員の子育て支援に関する実施規程を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の子育て支援に関する実施規程

(目的)

第1条 この規程は、職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）及び職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき、職員の子育て支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特別休暇)

第2条 規則第6条の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 第1号及び第2号の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。
 - (2) 第1号の「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、同号の「人事委員会が定める期間」は、職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までとする。
 - (3) 第2号の「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）」は、職員と同居している子（妻の子を含む。）に限るものとする。
 - (4) 第3号の「子（配偶者の子を含む。）」は、職員と同居している子（配偶者の子を含む。）に限るものとし、「一の年」とは、1暦年をいう。
- 2 規則第6条各号の休暇（「特定休暇」という。以下同じ。）の取得にあたっては、1回の勤務時間のすべてを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数の特定休暇を取得することができる。
- 3 半日を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、2回をもって1日とする。
- 4 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - (2) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とする。）
 - (3) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、前号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
- 5 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員にあっては、一の年において、当該職員が取得することができる特定休暇の残日数に、半日を単位とする休暇がある場合（残日数が1日未満である場合に限り。）は、当該休暇は4時間の休暇として取得することができる。
- 6 規則第6条第1号に規定する人事委員会が定める期間、同条第2号に規定する出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間、同条第3号に規定する一の年の初日から末日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第12条の4第1項各号に掲げる場合に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特

定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

- (1) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において同条第4項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数が零を下回る場合にあっては、零）

（休暇の承認）

第3条 任命権者は、規則第7条の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る休暇の時期における職員の業務内容、業務量、代替者の難易等を総合して行うものとする。

（休暇簿）

第4条 休暇簿の様式は、職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）第11条の例による。

（任命権者の読み替え）

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員について、この規程を適用する場合には、第3条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会（組合教育委員会を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
 - 2 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を次のように改正する。
 - 第7条第1項第9号中「、第9号及び第10号」を削り、同項第11号から第13号までを次のように改める。
 - (11)から(13)まで 削除
 - 第7条第2項中「、第9号から第11号まで」を削り、同条第3項中「第9号から第11号まで及び」を削り、同条第6項中「、同項第9号に規定する人事委員会が定める期間、同項第10号に規定する出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間、同項第11号に規定する一の年の初日から末日までの期間」を削る。
- 別紙様式第4中「特別休暇、」の右に「育児休暇、」を加える。